

## 千葉県精神障害者地域移行支援事業

## 遠隔地退院支援事業の概要

## 1 事業目的

圏域ごとに設置された精神障害者地域移行支援協議会が中心となり、精神障害のある者で、様々な事情により、生活していた場所から遠く離れた場所（遠隔地）で、長期入院（原則1年以上）を余儀なくされた者のうち、以前生活していた地域へ退院を希望する者を、以前住んでいた地域にある病院に転院させ、退院後の生活を想定した「退院支援」を行う。

## 2 事業開始時期

平成26年度から

## 3 委託先

精神障害者地域移行支援事業を受託している指定一般相談支援事業者等  
※精神障害者地域移行支援事業とは、県内の障害保健福祉圏域毎（15ヵ所）に圏域連携コーディネーターを配置し、精神障害者地域移行支援協議会を開催するもの

## 4 事業の対象者

下記条件を全て満たしている者。

- ①原則1年以上入院している。
- ②入院先の病院と本人が退院を希望する地域が圏域をまたがる。
- ③本人が退院を希望する地域が、原則千葉県内にあり、入院する前に住んでいた地域や、本人の地元と言える地域である。

## 5 事業内容

- ①管内精神科病院に、当事業対象者（以下、対象者）の把握と他圏域からの転院を受け入れるどうかの把握に努める。
- ②精神障害者地域移行支援協議会（以下、協議会）にて対象者1名以上の支援方法等の協議を実施する。支援対象者の正式な決定は原則協議会にて行われること。
- ③対象者が入院している精神科病院（以下、入院医療機関）、対象者の転院を受け入れる精神科病院（以下、受入医療機関）、対象者の地域移行・地域定着支援サービス実施事業所、受入医療機関の管轄の協議会や圏域連携コーディネーター、市町村等行政機関と連携をし、連絡を密にとること。
- ④転院先の調整や退院支援については、圏域連携コーディネーター等が関係機関と連携し、各関係機関の役割等の総合的なコーディネートを行うこと。
- ⑤圏域連携コーディネーターは当事業の実施状況を常に把握し、随時協議会で共有すること。
- ⑥障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）に基づくサービス担当者会議とは別に、協議会での協議の準備として、本人や関係者を集めた会議を開いた際等、参加者の旅費について当事業より、協議会受託事業所をとおり、補助することができる。

- ⑦当事業を実施する際は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付との併用は可能であるが、個別給付費の対象に対しての補助は当事業からはしないこととする。
- ⑧当事業の対象となるも、転院せずに以前住んでいた地域へ退院することも想定されるが、その際の補助も同様に行う。